

1 委員会審議経過

【 内閣委員会 】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件、衆議院内閣委員長提出1件の合計2件であり、本院議員提出1件を継続審査とし、衆議院内閣委員長提出1件を可決した。

また、本委員会付託の請願3種類23件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案は、昨年、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の改正により、未成年者に対するたばこ等の販売禁止違反に対する両罰規定を設け、さらに、たばこ等の販売及び酒類の提供禁止違反に対する罰則強化が講じられたが、依然として、20歳未満の者に対して、たばこや酒類を販売している実態がなくならない状況にあることから、未成年者の喫煙及び飲酒の防止に一層資するため、たばこの販売業者等において、年齢の確認その他の必要な措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、年齢確認の具体的な方法、酒・たばこの宣伝広告に対する規制の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となっていることにつかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図ろうとするものである。

委員会においては、継続審査要求書を提出することを決定した。

〔国政調査等〕

10月30日、国立平和祈念施設の建設、雇用対策、北朝鮮による日本人拉致疑惑、テロ対策、自衛隊の米軍支援活動、選択的夫婦別氏制等の諸問題について質疑が行われた。

11月1日、科学技術における産学官の連携、原子力施設の危機管理、基礎研究分野の予算、ITER（国際熱核融合実験炉）の誘致・開発の必要性、地域における科学技術振興等の諸問題について質疑が行われた。

11月6日、テロ対策、交通事故対策、監察医制度の実態と今後の対応、児童買春事件捜査、少年犯罪の実情と更生方法等の諸問題について質疑が行われた。

11月20日、規制改革による経済的効果、特殊法人改革の進捗状況、第2次補正予算編成の見通し、高速道路整備の在り方、公共工事における債権譲渡問題、男女共同参画社会形

成の促進等の諸問題について質疑が行われた。

また、11月27日、内閣の重要政策及び警察等に関する実情調査のため、警視庁、東京電力（株）電力館、新宿区歌舞伎町火災現場、東京都女性相談センターの視察が行われた。

（2）委員会経過

○平成13年10月16日（火）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年10月18日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年10月19日（金）（第3回）

- 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案（閣法第3号）（衆議院送付）及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について外交防衛委員会に、海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について国土交通委員会にそれぞれ連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成13年10月23日（火）

外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会連合審査会（第1回） (外交防衛委員会を参照)

○平成13年10月24日（水）

外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会連合審査会（第2回） (外交防衛委員会を参照)

○平成13年10月30日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 国立平和祈念施設建設に関する件、雇用対策に関する件、北朝鮮による日本人拉致疑惑に関する件、テロ対策に関する件、自衛隊の米軍支援活動に関する件、選択的夫婦別氏制に関する件等について福田国務大臣、植竹外務副大臣及び政府参考人に對し質疑を行った。

○平成13年11月1日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 科学技術における産学官連携に関する件、原子力施設のテロ対策に関する件、基礎研究分野予算に関する件、ITER（国際熱核融合実験炉）に関する件、地域における

科学技術振興に関する件等について尾身科学技術政策担当大臣、仲道内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年11月6日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- テロ対策に関する件、交通事故対策に関する件、監察医制度に関する件、児童買春事件捜査に関する件、少年犯罪の実情と更生方法に関する件等について村井国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年11月20日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 規制改革に関する件、特殊法人改革に関する件、第2次補正予算編成の見通しに関する件、高速道路整備の在り方に関する件、公共工事における債権譲渡問題に関する件、男女共同参画社会の形成促進に関する件等について石原国務大臣、竹中国務大臣、村田内閣府副大臣、林田財務大臣政務官、仲道内閣府大臣政務官、渡辺内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年12月4日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案（衆第20号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長大畠章宏君から趣旨説明を聴き、衆議院内閣委員長代理佐藤剛男君、村井国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(衆第20号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無
反対会派 なし

○平成13年12月6日（木）（第9回）

- 請願第1145号外22件を審査した。
- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第4号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案 (衆第20号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 未成年者喫煙禁止法の一部改正

たばこ等を販売する者は、年齢満20年未満の者の喫煙の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 未成年者飲酒禁止法の一部改正

営業者であつてその業態上酒類を販売又は供与する者は、年齢満20年未満の者の飲酒の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 施行期日

本法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
4	戦時性的強制被害者問題の解決の促進 に関する法律案	円 より子君 外6名 (13.11.14)	13. 11.16		13. 12. 5	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
20	未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒 禁止法の一部を改正する法律案	内閣委員長 大畠 章宏君 (13.11.28)	13. 11.28	13. 11.29	13. 11.29	13. 12. 4 可決	13. 12. 5 可決			13. 11.29 可決